

公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会教育長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年7月12日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和2年度

部局名： 環境部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	会計年度任用職員給与支給事務 健康保険・厚生年金保険被保険者に対して賞与を支給した際は、支払日より5日以内に、日本年金機構へ被保険者賞与支払届を提出しなければならないにもかかわらず、会計年度任用職員に対して支給した賞与に関して、期限内に届け出していないものがある。	ご指摘を受け、「被保険者賞与支払届」を提出し保険料を納付しました。今後は、期限内に届出を行い、適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	旅費支給事務 旅費において、日当額の計算を誤り、規定より少なく支給されているものがある。	ご指摘を受け、追加支給の処理を行いました。今後は、旅行命令起票後に複数の職員で確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	契約事務 修繕業務の請負契約において、修繕目的物の品質等が契約の内容に適合しないものであるとき、契約内容の完全履行を請求できる期間が民法の規定より短くなるなど、市にとって不利な内容となっているものがある。	ご指摘の内容は、改正民法の内容を再度確認するとともに、課内で周知徹底を行いました。今後は、決裁時に複数職員による確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務 環境衛生の改善を目的とし、害虫防除の薬剤等を補助対象としている久留米市環境衛生害虫等防除活動事業費補助金において、補助金を受け取る団体が薬剤等を購入する際に、個人が所有するカードを使用してポイントを取得しているものがある。	ご指摘の内容につきましては、課内で周知徹底を行うとともに、該当する各校区環境衛生連合会に対し、それぞれ注意、指導を行いました。今後このようなことがないよう、久留米市地区環境衛生連合会を通じて各校区環境衛生連合会に適正な事務処理の指導を行ってまいります。
指摘事項	財務監査	物品等管理事務 備品を処分しているにもかかわらず、所定の事務手続をしていないものがある。	ご指摘を受け、処分済みの当該備品については備品異動処理（廃棄）の手続きを行いました。今後は複数の職員での確認を行い、適正な備品管理事務を行ってまいります。
意見	事務監査	田主丸及び北野地域については、それぞれの一部事務組合（田主丸：うきは久留米環境施設組合、北野：甘木・朝倉・三井環境施設組合）の中間処理施設において、ごみ処理を行っている。 ごみの長期安定的な処理及び分別方法や収集回数など市民サービス統一の観点から、本市単独処理を目指すことが望ましい。田主丸地域は令和9年度末、北野地域は令和4年度末に一部事務組合からの脱退に向け協議を行っている。脱退に当たっては組合の財産の処分等について各構成市町の議決を要するため、丁寧かつ計画的に調整を図りたい。脱退後の田主丸・北野地域のごみ処理については、今後のごみ排出量等を見極め、上津クリーンセンターの建替えとの整合を図り、効率的なごみ処理方法を検討されたい。	北野地域につきましては、令和3年3月末に久留米市議会の議決を経て、脱退予告の手続きを行い、令和4年度末の組合脱退が決定いたしました。 また、田主丸地域につきましては、令和9年度組合脱退に向け、引き続き実務協議を進めているところです。 今後も引き続き、本市単独処理に向け、両組合と丁寧かつ計画的に調整を行ってまいります。併せて、脱退後のごみ処理について、上津クリーンセンター建替えとの整合を図りながら、効率的なごみ処理方法を検討してまいります。